

29 陳情 第10号	北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情
付託委員会	防災等安全対策特別委員会
受理及び付託 年 月 日	平成29年9月7日受理、平成29年9月21日付託
陳情者	新宿区上落合 代表

(要 旨)

新宿区において、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を実現していただきたい。

(理 由)

9月3日、北朝鮮が6回目の核実験を実施し、「成功した」と発表しました。今回の核実験について、共同通信は昨年の水爆実験の9.8倍と報じているほか、北朝鮮メディアは金正恩が大陸間弾道ミサイル（ICBM）の弾頭部に装着可能な「水爆」実験を視察したと報じており、今回の核実験によって、北朝鮮はミサイルに搭載可能な水爆を手にした可能性もあります。

先日8月29日には、北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過し北海道東方の太平洋上に落下しています。北朝鮮のミサイルは、過去に何度も発射実験に失敗していることを考えれば、日本本土に落下する可能性もあり、アメリカばかりか日本にとっても安全保障上、極めて重大な問題である事は明らかです。

北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難です。たとえ迎撃できたとしても、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが予想されます。その対応策は、「国民保護法」第十六条（市町村の実施する国民の保護のための措置）の中にも明記されていますが、避難訓練は行われていません。

北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、区民を守ることはできません。よって下記陳情致します。

記

- 一、武力攻撃の緊急事態から国民の生命、及び財産を守るために、国、行政機関、都道府県、市区町村、地方公共機関等、緊密な連携のもと、住民の避難や救援活動が円滑に進むよう、強い指導力を発揮すること。
- 一、国の指示を待ついとまがない場合には、迅速な判断のもと、適確な救援活動を実施するよう知事に働きかけること。
- 一、『国民保護法』を区民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を啓蒙すること。
- 一、万が一、北朝鮮が発射したミサイルが日本に着弾した場合に備え、核やサリンなどを想定した避難訓練を自治体で実施するよう知事に働きかけること。

29 陳情第 1 0 号